

## トライあい・松本の今後について

### 1 男女共同参画拠点施設の統合

#### (1) 概要

松本市におけるジェンダー平等、男女共同参画を推進するため、拠点施設である松本市女性センターパレア松本とトライあい・松本を統合

#### (2) 時期

令和6年4月1日

### 2 トライあい・松本の施設について

(1) 令和6年3月31日で閉館

(2) 令和6年4月1日からは第三地区公民館が所管

### 3 利用団体について

(1) 10月に利用者懇談会を開催、統合後の管理運営について説明

(2) 活動継続を希望する団体は、第三地区公民館利用団体登録申請が必要

### 4 今後のスケジュール


R5.12 第三地区公民館利用者懇談会（12/8、12/9）

利用登録、利用方法など説明

R5.12.8～ 令和6年度第三地区公民館利用団体登録申請 受付開始

R6.3.31 トライあい・松本閉館式

R6.4.1～ 第三地区公民館へ施設移管

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R.4
トライあい・松本	●トライあい利用者懇談会						●トライあい閉館式
第三地区公民館			●第三地区公民館利用者懇談会 ●令和6年度利用団体登録申請受付開始				●第三地区公民館へ移管

## (仮称) ジェンダー平等センターの概要について

### 1 趣旨

ジェンダー平等社会を実現するため、多様化する市民ニーズや現代の社会情勢に対応する拠点施設として、松本市女性センターとトライあい・松本の2つの拠点施設を令和6年4月に統合し、機能強化を図るもの

### 2 新センターの機能強化

- (1) 性差にとらわれず、誰もが利用できるセンターとするもの
- (2) 講座・セミナーのリニューアル（男性育休支援、職業サポート等）
- (3) ワンストップ窓口で、多様化するニーズに対応
- (4) 専用ホームページを開設し、関連情報発信の強化

### 3 拠点施設の名称変更等

#### (1) 名称について

	現行	変更後（令和6年度から）
名称 [愛称]	・松本市女性センター [パレア松本] ・トライあい・松本	(仮称) <b>松本市ジェンダー平等センター</b> [パレア松本]

#### (2) 関連法令について

- ア 松本市男女共同参画推進条例の一部改正
- イ 松本市女性センター条例及び条例施行規則の一部改正
- ウ トライあい・松本条例及び条例施行規則の廃止

### 4 今後の進め方

令和6年松本市議会2月定例会に、条例の改正及び廃止議案を提出します。  
(予定)

## 松本市男女共同参画推進条例等、関係法令の改正等について

第1回松本市男女共同参画推進委員会の協議事項について、以下のように対応するもの

### 1 条例改正案

#### (1) 松本市男女共同参画推進条例

条項	現行	変更後
	女性センター	ジェンダー平等センター
第11条 4項	女性に対するあらゆる暴力を	あらゆる暴力を
第15条 3項	トライあい・松本の運営に関する こと	削除

#### (2) 松本市女性センター条例

条項	現行	変更後
	女性センター	ジェンダー平等センター
第1条	この条例は、女性の自立	この条例は、ジェンダー平等社会 の実現に向けて、女性の自立
第3条 5項	女性を取り巻く諸問題	男女を取り巻く諸問題
第3条 6項	女性団体等の自立に向けた支 援	ジェンダー平等を推進する団体等 の自立に向けた支援

#### (3) 松本市女性センター条例施行規則

一部改正（女性センター → ジェンダー平等センターへ変更）

#### (4) トライあい・松本条例、トライあい・松本条例施行規則

廃止